京都出張所		
境港出張所		
岡山出張所		
下関出張所		
松山出張所		
北九州出張所		
佐賀出張所		
長崎出張所		
対馬出張所		
熊本出張所		
大分出張所		
宮崎出張所		
鹿児島出張所		
仙台空港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
広島空港出張所		
博多港出張所		
［略］	［略］	

その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。） 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号に掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号までに掲げる事務

2　［略］

別表（第二十条関係）

名称	位置
［略］	
高松出入国在留管理局徳島出張所	徳島市
［略］	

京都出張所		
境港出張所		
岡山出張所		
下関出張所		
松山出張所		
北九州出張所		
佐賀出張所		
長崎出張所		
対馬出張所		
熊本出張所		
大分出張所		
宮崎出張所		
鹿児島出張所		
仙台空港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
広島空港出張所		
博多港出張所		
［同上］	［同上］	

その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。） 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号までに掲げる事務

2　［同上］

別表（第二十条関係）

名称	位置
［同上］	
高松出入国在留管理局小松島港出張所	小松島市
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年五月十五日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和七年五月二十六日から施行する。